

条例及び規則の改正に関わる概要

区分	項目	規定の概要	説明及び設定理由	
総則	目的	市場の適正かつ健全な運営を確保するとともに、取引参加者の創意工夫を生かして生鮮食料品等の流通の合理化と公正な取引環境の確保を促進することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資する。	法改正の趣旨を踏まえた目的となるように改める。	
	定義	卸売業者	本市と協定を締結し、卸売の業務を行う者	国（農林水産大臣）の許可した者から本市と施設使用の協定を締結した者に変更する。
		仲卸業者	本市と協定を締結し、仲卸しの業務を行う者	市長の許可した者から本市と施設使用の協定を締結した者に変更する。
		関連事業者	本市と協定を締結し、市場の機能の充実に資し、又は市場の利用者に便益を提供する業務を行う者	
		売買参加者	卸売業者が行うせり売又は入札の方法による卸売に参加する者として、本市へ届出をした者	市長の承認を受けた者から届出をした者に変更する。
		せり人	卸売業者が行う卸売に従事する者として、本市へ届出をした者	市長の登録を受けた者から卸売業者が届出をした者に変更する。
	責務	開設者（市） 取引参加者 関連事業者 その他協定を締結した者	取引参加者の創意工夫を生かした生鮮食品等の流通の合理化と、公正な取引環境の確保を促進するための施策等を実施する。 本市の施策に協力する。	条例の目的を達成するため、責務について定める。
施設の使用等	使用等に 係る協定	卸売業者 仲卸業者 関連事業者	市場において当該業務を行おうとする者は、市場施設の使用及び市場における業務に関する事項について、本市と協定を締結する。	取引参加者の創意工夫を生かして生鮮食料品等の流通の合理化と公正な取引環境の確保を促進するため、本市と協定を締結した者が施設を使用する。
		特に必要があると市長が認める者	市場施設を使用しようとする者は、市場施設の使用等に関する事項について、本市と協定を締結する。	
	制限等	入場の制限等 行為の禁止	感染症等の該当者の入場を拒み、退場を命ずることができる。 市場の秩序を乱す等、管理運営上支障がある行為を禁止する。	市場施設の使用に関し、入場の制限や禁止行為について定め、市場秩序の維持を図るため。

項目	規定の概要			説明及び設定理由	
	差別的取扱いの禁止	本市は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。			中央卸売市場の国の認定を受けるために必要な規定及び公正な売買取引に必要な事項について定める。
	売買取引の方法	<ul style="list-style-type: none"> • せり売若しくは入札の方法、相対取引又は定価売の方法とする。 (ただし、食肉市場における牛の枝肉の売買取引の方法は、市長が定める場合を除き、せり売又は入札の方法とする。) • せり売又は入札の方法により卸売を受けることができる者は、仲卸業者及び売買参加者とする。 			
業務の方法	決済の方法		売買取引の区分	支払期日	
		区分別の支払期日	<ul style="list-style-type: none"> • 卸売業者が受託物品の卸売をしたとき (卸売業者 → 委託者) 	卸売をした日の翌日まで(原則)	
			<ul style="list-style-type: none"> • 卸売業者が出荷者から卸売のために物品を買受けたとき (卸売業者 → 出荷者) 	引渡日の翌日まで(原則)	
			<ul style="list-style-type: none"> • 仲卸業者、売買参加者その他の買受人が卸売業者から物品を買受けたとき (買受人 → 卸売業者) 	物品の引渡と同時(原則)	
	<ul style="list-style-type: none"> • 仲卸業者が卸売業者以外の者から物品を買受けたとき (仲卸業者 → 卸売業者以外の者) 	契約等の期日まで			
	<ul style="list-style-type: none"> • 仲卸業者から物品を買受けたとき (仲卸業者の買受人 → 仲卸業者) 				
支払方法	現金、小切手、手形、送金その他市長が定める方法のいずれか。				

項目	規定の概要		説明及び設定理由		
取引参加者の遵守事項	共通ルール	①売買取引の原則 取引参加者は、市場において公正かつ効率的に売買取引を行うこと。	中央卸売市場の国の認定を受けるために必要な規定及び公正な取引環境を確保するために必要な事項について定める。		
		②差別的取扱いの禁止 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしないこと。			
		③売買取引の方法 卸売業者は、市長が定めた売買取引の方法により卸売を行うこと。			
		④売買取引の条件の公表 卸売業者は、売買取引の条件について、適切な方法により公表すること。			
		⑤受託拒否の禁止 卸売業者は、取扱物品について販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。			
		⑥決済の確保		取引参加者	市長が定めた決済の方法（前頁「決済の方法」参照）に従うこと。
				卸売業者	事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に市長に提出すること。 出荷者から貸借対照表及び損益計算書の閲覧の申出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
⑦売買取引の結果等の公表 卸売業者は、卸売の数量及び価格等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。					

項目		規定の概要		設定理由	
取引参加者の遵守事項	その他の取引ルール	卸売業者	【現行】	【改正】	取引の実態を把握するため。 公正な取引環境を確保するため。
			商物分離の原則禁止	規則で実績報告を義務化	
			第三者販売の原則禁止		
			自己買受けの禁止		
			買戻しの禁止	廃止	
			受託契約約款の承認		
			開設区域内の販売制限		
			せり人の登録	届出に改正	
			区分経理義務 (自己の計算及び委託者の計算による取引)	規則で現行どおり規定	
			販売原票の作成		
			卸売代金の変更の禁止		
			せり売等に参加する者への制限	新設	
	需要に応じた集荷に努める				
	仲卸業者	直荷引きの原則禁止	規則で実績報告を義務化	取引の実態を把握するため。	
		事業報告書の提出義務	規則で現行通り規定	財務状況等を把握し、健全な市場運営を確保するため。	
開設区域内の販売の制限		廃止			
売買参加者	市長の承認	届出に改正	せり売り又は入札による売買取引の秩序維持等のため。		

項目		規定の概要	設定理由
雑 則	中央卸売市場運営協議会	市長の諮問に応じ、市場の業務の運営に関し必要な事項を調査審議するため、広島市中央卸売市場運営協議会を置く。	市場の秩序維持等のため。
	指 導 及 び 助 言 等	市長は、遵守事項を遵守させるために必要があると認めるときは、取引参加者に対し、 <ul style="list-style-type: none"> ・その業務又は会計に関し必要な指導及び助言をすること ・業務もしくは財産に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又は本市の職員に、当該取引参加者の承諾を得て、その事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること ・その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を求めることができる。 	
	市場への出入り等に対する指示	市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内での運搬については、市長の指示に従わなければならない。	
	市 場 秩 序 の 保 持	市長は、市場における秩序の保持又は公共の利益の保全を図るために必要があると認めるときは、取引参加者その他の市場の関係者に対して、入場制限等の必要な措置をとることができる。	
	場 外 保 管 場 所 の 指 定	卸売業者は、出荷された物品を市場外の場所に搬入して卸売をする場合の保管場所について市長の指定を受けることができる。	場外保管場所に係る事業所税の非課税規程の適用を受けるため。
罰 則	市長は、施設使用者が詐欺その他の不正行為により使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。	使用料の適正な徴収のため。	